

課 審 5 - 72

課 審 6 - 64

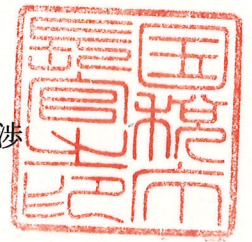
令和4年12月16日

公益社団法人宮崎県畜産協会

会 長 坂 下 栄 次 殿

国 税 庁 長 官

阪 田



公益社団法人宮崎県畜産協会が行う肉用牛肥育経営安定交付金制度に係る資金  
の指定（令和4年10月21日付宮畜協（価）発第209号申請に対する指定）

貴協会の定款第4条第1項第6号に掲げる事業に要する費用に充てるための資金で、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの業務期間に係るものについては、所得税法施行令第167条の2又は法人税法施行令第136条の要件に該当するものとして指定します。

なお、上記資金の収支状況を毎年度熊本国税局経由により当庁課税部審理室まで報告されるようお願いします。